NEWSLETTER by 子どもの権利条約ネットワーク No.30 1997年2月15日号

子どもの権利条約

題字イラスト／土田義晴

（目次）

●特集「自治体で進む条約実施」…… 1
●川崎・人権集会「子どもの人権アピール」2
●兵庫・かわにし子どもの人権フォーラム 3
　―子どものいいぶんうまくいえる？
●町田・ポスト「子ども憲章」…… 3
●埼玉県議会・権利条約施策推進の決議可決 4
●鹿児島・子どもの人権を守る連絡会の活動 5
　―いじめ自殺の真相を独自調査
●インド・「債務児童労働問題」（その2）… 6
●愛知・高校文化祭で
　　権利条約をメインに…… 7
●ロ・セルビー来日・ワークショップ紹介 8
●ネットワークトーク
　「子どもの性を考える」（仮）…… 8

自治体で進む条約実施

―― 各地で子ども中心の人権集会 ――

昨年5月に、日本政府が子どもの権利委員会に報告書を送付して以来、子どもの権利条約の国内実施状況について注目が集まっている。日本国内では、法制度の改正をはじめ、残念ながら目立った動きが少ない中で、昨年来、地方自治体の動きが活発になってきた。今回は、この自治体の動きを追っていく。

自治体が作成したパンフの表紙は、すべて1996年中に発行したものである。子ども向けが主流になりつつある。

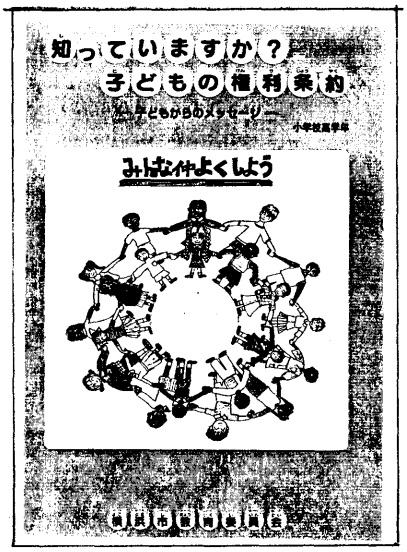

川崎 子ども人権集会で「子ども人権アピール」

九〇〇名の子どもたちが集う

一九九六年十二月六日、川崎市・同市子どもの人権推進協力者会議などの主催で、「川崎子ども人権集会」が、高津市民館で開かれた(写真)。この集会は、一昨年十一月に開催された「子ども議会」を受けて地区ごとに組織された「子ども会議」や中学校区単位に構成された「子ども座談会」の意見表明活動を、人権週間にちなんで集約し、締めくくろうとしたものである。会には、小・中・高校の代表のほか、川崎朝鮮初中学校、川崎市立養護学校高等部の生徒や学校教職員など九〇〇名が参加した。

川崎子ども人権集会風景

チマチョゴリがとけ込める社会に

はじめに、夏以来「子ども座談会」やその後の代表者会議(各区代表者と高校生)で積み上げてきた意見を子どもたちがまとめて、小・中・高校、養護学校、朝鮮初中学校の生徒五人が、ホームレス問題、在日外国人問題などを取り上げて意見表明した。朝鮮初中学校中等部に在籍する権(クォン)さんは、「何の違和感もなくチマチョゴリがとけ込める社会に」と訴えた。

おとなが〝一歩引く〟

その後、四〇人の子どもたちが活発に意見交換をし、その内容が盛り込まれた「川崎子ども人権アピール」が発表された。主催者側としては子どもたちの自由な意見が確保できるように、教職員や大人側の発言をできるだけ控えてもらうよう苦心したという。今後については、これまでの取り組みや子どもたちの意見をまとめた小冊子やビデオを作成し、市内の学校に配布する予定。

(川崎市教育委員会の小宮山健治氏の話を、編集部でまとめました。)

川崎子ども人権アピール

いま、わたしたちの身のまわりには、
いろいろな人たちがいて、さまざまな生き方をしています。
わたしたちは、各学校で、地域の子ども座談会で、
各区の子ども会議で話し合いました。
他の子どもたちと、様子がちがうということで、
男だから、女だからということで、
外国人であるということで、
身体などに障害があるということで、
差別や偏見、いじめなどがあることを。
そして、そのことにより、
心を痛め苦しんでいる子どもたちがいることを。
わたしたちは、考えました。
人間には、それぞれ個性があり、
みんなちがってあたりまえであることを。
だれもが、一人では生きていけないことを。
人間どうしが、自分のものさしで相手をみることなく、
相手の立場を自分のこととして考え、
ともに生きていく大切さを。
だれもが、たった一度の生命を、
いま、生きて
人間として尊重され、
ゆたかに生きていく権利があることを。
わたしたちは、これからも、さまざまな問題の解決に、
ともに話し合い、協力し合います。
平等の原則にたって、
いろいろな人と理解し合い、ともに生きるために、
やさしさと勇気を大切にして、素直に生きるために、
あるゆる困難に負けずに、夢をもって生きるために、
この地球上の生命が、みんなで生きるために。

一九九六年十二月六日

川崎子ども人権集会

兵庫

かわにし子どもの人権フォーラム
「子どものいいぶん、どうしたらうまくいえる？」

吉永省三（川西市教育委員会人権教育室）

「子ども参加はゼロ」から出発

「かわにし子ども人権フォーラム」は昨年度から始まった。試行的に市教委が主催したもので二〇〇人近くの市民が参加した。ところが、残念ながら子どもの参加はゼロ。参加者のアンケート結果では、子どもの権利条約の内容をともかく知っている人は五七％。「子どもの人権は尊重されていると思うか」では五八％が「尊重されていない」。八八％が「参加してよかった」という感想。

これらの数字からも当然引き続きフォーラムは開催することになった。が子どもも参加できる工夫が必要。そこで本年度は市民から公募して実行委員会を組織し、企画等を委託する方式をとった。応募は小・中・高校生と大学院生が七人、教員一人、三〇代～五〇代のおとなが六人、計一四人。全員実行委員になって頂いたが、残念ながら男性の応募はなかった。

校門指導でロールプレイ！

お役所型フォーラムはあかん！

ともあれ昨年六月から、実行委員会の精力的な取り組みが始まった。何しろ小学六年生から五〇代までの世代が一堂に会するのだから、実行委員会そのものが条約の実験みたいなもの。話し合うにしても、子どもの意見表明権を尊重するにはどうしたらエエのやろ？と、おとなたちは悩んだりもする。でも子どももおとなも一致した意見は、形式的な挨拶の長いのとか建前ばかり並べるような「お役所型フォーラム」はあかん！。そんなおり大阪で「子どもの権利条約フォーラム96」があって、おとなも子どもも大いに学んだ。

「失敗してもいい権利」がほしい！

で、川西でも十二月にプレフォーラムⅠを開催。子ども・若者グループの企画でテーマは「子どものいいぶん、どうしたらうまく言える？」。子どもを含め五〇人近くが参加。ロールプレイでは「校門指導」の場面なんかをやってみる。けっこう盛り上がる中、子どもたちの現実が浮び上がった。グループ討議は「子どもは今どんな権利が欲しい？」を話し合って三八項目が出てくる。「失敗したり回り道をしてもいい権利」とか「いま勉強しないと将来が不安だとびくびくしなくてもいい本当に勉強したいことを見つける権利」等。

これをおとなに受け止めてもらおうと、一月にプレⅡを、おとなグループの企画「子どものいいぶん、おとなはどう受け止める？」で開催おとなにも子どもにも、今それぞれにどんな役割や責任があるのか、話しあった。

二月二十二日「かわにし子どもの人権フォーラム96」では、これらを報告してパネルディスカッションします。ぜひ皆さん来て下さい。

町田

ポスト「子ども憲章」

林　大介

「個性」「自主性」「友情」「夢」などを全面に押し出し、市内の子どもが主体的に参加して、〝子どもの権利〟の視点を盛り込んだ「子ども憲章」が東京都町田市の青少年育成施策体系の基本理念として策定されてから九カ月が過ぎた。

子ども憲章についてはニュースレターNo.28で報告したようにその作成作業においてさまざまな問題が生じたが、憲章ができた以上はこの精神を広く普及し、理解を求め、実践していくことが必要である。そのため、子ども憲章の普及・推進のあり方を多角的に研討し実施する場として「町田市子ども憲章普及推進委員会」が昨年十一月に設置され、私も市内の高校生とともに参加した。この委員会では大人が「子ども」をサポートすることを目的としており、子どもの声を大いに反映した委員会になっている点が特徴である。

実際に取り組まれているものに「メッセージ集」（憲章に対する想いや感想などを募る）と「子どもと大人の何でもフリートーク」がある。フリートークはその名の通り普段言いたくても言えないことを子ども・大人それぞれの立場を越えて交流し、信頼関係を結ぶことを目的としたものであり、昨年十二月に実施された。当日は規模は小さいながらも中高生から大人まで四〇名ほどの参加者があった。参加した市立中学校の生徒会副会長が「自分の言うことを聞いてくれる大人がいてくれて良かった」と満足そうだったように、憲章の普及には直接的には結び付かなくても、その精神を身をもって実感できたいい機会であったと感じている。

しかし学校の教員ですらその中身を知らないなど、子ども憲章を取り巻く環境は芳しくない。フリートークは今後も継続していくことが先日確認されたが、子ども憲章をを絵にかいた餅にさせないためにも、いかにして憲章を進めていくのかを子ども・おとなともに真剣に考え取り組んでいくことが、これからの課題である。（町田の会代表）

埼玉県議会

子どもの権利条約の推進決議を可決

西城戸　司（子どもの人権埼玉ネット）

埼玉県議会は昨年十二月二十日「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の普及啓発などを推進する決議」を全会派一致で可決した。権利条約の普及啓発と県施策への反映を行政に直接求めた決議は地方自治体では初めてのことである。

1996年11月大宮駅西口での署名活動

六万七千の署名集約

県議会決議を求める請願署名活動は、昨年七月子どもの人権埼玉ネット（権利条約の学習・普及・情報交換・子どもと父母の権利保障等を目標に九十年十二月に発足した個人加盟の市民団体：代表委員・海老原夕美、大田尭、林量俶、牧柾名）が開始。八月末に運動主体を埼玉ネットから県民有志四人（ネット代表委員と同じ）に変更し、県内の団体、グループ、個人へ広く呼びかけた。九月に県民向けリーフレット（B5両面）を十万部印刷。討議資料「子どもの権利条約とは？」を作成。十一月には街頭での署名活動（写真参照）も行った。実質三カ月の活動に六万七千五百七十一人の署名が寄せられた。路線の違う教職員組合を含めた立場の異なる人々が協力したこと、また川越高校、秩父高校、浦和高校、浦和市立高校などの生徒会が自主的に署名集めに取り組んだことなど、運動の過程で、「子どもの最善の利益」をめざした人と人、子どもと大人の「かかわり合いの知恵」をめぐる交流が新たに生まれてきた。「推進決議」を今後実質的なものにしていく上で希望を抱かせるものである。

請願決議は県内の子どもたちへのクリスマスプレゼント、そして大人世代には生き方の変革を迫る大きな課題となった。

なお、子どもの人権埼玉ネットでは九五年九月、「学校事故報告書」の「併記」を求めて、署名運動を開始（現在六千人）、九六年六月には県内九二市町村教育委員会と県教育委員会へ「子どもの権利条約」の広報状況と学校事故報告書についてアンケート調査を実施。四九市町村（回答率五三％）と県教育委員会から回答を得て、現在整理中。

「児童の権利に関する条約」の普及啓発等を推進する決議

子どもは、国の未来を担う宝であり、その笑顔は平和の象徴である。しかしながら、今もなお、世界中の多くの子どもたちが貧困、武力紛争、虐待、搾取などの困難な状況の中での生活を余儀なくされ、その顔は悲しみにくれている。

我が国でもいじめや非行、家庭や学校での暴力、幼い子どもへの虐待など、今多くの難しい子どもの問題が山積している。

「児童の権利に関する条約」は、一九八九年に国際連合の総会において、一八歳未満の全ての子どもの基本的人権を尊重することを目的に採択されたものである。内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、全ての国に受け入れられるものである。

よって本議会は県とともに、日本のそして世界の子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を一人でも多くの人が正しく理解し、そして支持を得られるよう全力で普及啓発に努め、条約の主旨を生かす施策を積極的に推進するものである。

右、決議する。

平成八年十二月二十日

埼玉県議会

鹿児島

子どもの人権を守る連絡会の活動

――いじめ自殺の真相を独自に調査――

内沢　達（鹿児島大学）

子どもたちのいじめ自殺の問題が依然として深刻である。鹿児島県では、ここ二年余りの間に、報道されただけでも、六件を数える。昨年九月十八日の知覧中学三年、村方勝巳君の自殺（その後、遺書で名指しされた八人の子どものうち、一人の父親が農薬を飲んで自殺した）は、二年のときからの、執拗な暴行・いじめを苦にしたものだった。

暴行は、何人もから殴られたり、蹴られたり、ときには後頭部を棒で強打され、一時気絶して口から泡をふくほど陰惨であった。勝巳君へのいじめの実態を明らかにしたのは、学校ではなく、勝巳君の両親であり、両親に協力して調査をおこなってきた市民団体・子どもの人権を守る鹿児島連絡会だった。その概要は、あゆみ出版『こみゆんと』第32号に八ページにわたって、連絡会ニュースからの転載記事があるので参照していただきたい。

啓発ではなく〝個別事件への関与〟

この鹿児島の市民団体・連絡会は、九年前の一九八八年に発足し、県内で様々な子どもの人権救済活動に取り組んでいる。体罰、校則の問題はもとより、登校拒否・不登校への誤解や偏見をとりのぞく活動、また最近では家庭での子ども虐待問題にもおよぶ。連絡会の活動によって、鹿児島市では丸刈り校則の全廃、体罰防止手引の策定、学校名も含めた体罰事故報告書の公開など、全体的な制度・しくみにかかわる成果も上げてきたが、この会の活動スタイルの特徴は、なんといっても個別事件への徹底的な関与にある。一般的な啓蒙活動はほとんどおこなわない。ニュースの記事は、具体的で、顔写真入りで固有名詞がならぶ（セクハラや虐待問題は別）。たった一人であっても、A君やBさん、つまり子どもたちの訴えをもっとも大切にする。子ども自身の、そしてそれに応えた親や大人たちの奮闘が人々の共感をよぶ。

昨秋、鎌田慧さんの『せめてあのとき一言でも』（草思社）が刊行された。いじめ自殺した一二人の子どもたちの親の訴えがまとめられている。ここにも鹿児島県の二人の子ども、船島洋一君（一九九四年一〇月二九日、出水市米ノ津中三年）と池水大輔君（一九九五年五月三一日、鹿児島市坂元中三年）の父母が登場している。連絡会が協力して調査にあたった。

子どもの悲劇をくりかえさない

知覧中の村方勝巳君の遺書には、「おれが死ねば、いじめが解決する」とあった。同校で繰り返されていた上級生による下級生いじめ、同級生のなかであった学級をこえたいじめ、それらを見て見ぬふりをしていた学校、男性教師にあっては半数近い教師が体罰を常習。これらは多かれ少なかれ、船島君や池水君の場合にも共通している。なんども悲劇が繰り返されないようにと、連絡会は具体的な教訓を得るべく、さらに調査活動をすすめている。（子どもの人権を守る鹿児島県連絡会の連絡先は、〒八九〇鹿児島市鴨池新町二六番三―九〇二号　内沢朋子方　TEL・FAX〇九九―二五八―七一八八。ニュースの年間購読料は、二、〇〇〇円です。）

東奥日報　1996年（平成8年）12月28日　月曜日　（16）

いじめ解決に学校は無力？

鹿児島・知覧中 村方君の自殺

市民団体が真相解明

インドにおける「債務児童労働問題」（その2）

園田　京子（CWA日本委員会）

インドは世界で最も児童労働が多い国である。その数は信頼のおける統計の中でさえ六千万～一億一千五〇〇万人と大きな開きがあり正確には把握されていない。そして、インドには僅かな借金をかたに長年拘束もしくは監禁され、正に奴隷的な状態で働かされている子どもが少なくとも一、五〇〇万人（東京都の総人口を遙に超える数の子どもが……）いると言われているのだ。

この現代の奴隷とも言える「債務児童労働」の問題を二カ月にわたり独自に調査した報告書が、昨年九月東京で開かれた『インド開発フォーラム（通称：対インド債権国会議）』に時を合わせ、米国の人権NGO『ヒューマン・ライツ・ウオッチ』より発表された。報告書の調査班は、九五年一一月から九六年一月、インドの五州で一〇〇人以上の債務児童労働者から聞き取り調査を行い、また五〇名以上の官僚や雇用者、ソーシャル・ワーカー、地域活動家、弁護士、宗教家など様々な分野の人々と意見交換をしている。その調査の結果からも、搾取され、拘束され続ける子どもの実態が浮き彫りにされている。今回は、前回（本誌28号）にひきつづき、この報告書からインドの「債務児童労働」について詳しく紹介したい。

「債務児童労働」とはなに

『小さな手の奴隷』と題するこの報告書は、借金返済のため自由を奪われた状態で働く子どもの現象を「債務児童労働」と定義づけている。こうした子どもの六〇％近くは牛やヤギの世話をしたり、紅茶プランテーションで茶摘みをしたり、砂糖きび畑や穀物畑で働くなど農業に従事している。この他、生糸や絹織物、手巻き煙草、銀細工、宝石研磨、革製品、カーペットに代表される製造業、そして売春宿や食堂、小売店や家事手伝い等のサービス産業でも広く働かされている。

インドでは、家族に病気の者がでた時その医療費を賄うため、娘の結婚に必要なダウリ（持参金）を用意するため、そして多くの場合は食卓にのせる日々の糧のため…、何らかの理由でお金が必要な時、親が借金のかたに子どもを引き渡すことが伝統的に行われてきた。子どもの年齢や仕事の内容によっても異なるが、その債務額は本当に僅かなもので平均的には五〇〇ルピー～七、五〇〇ルピー（一ルピー＝約三円）だ。しかし、契約書も無い口約束

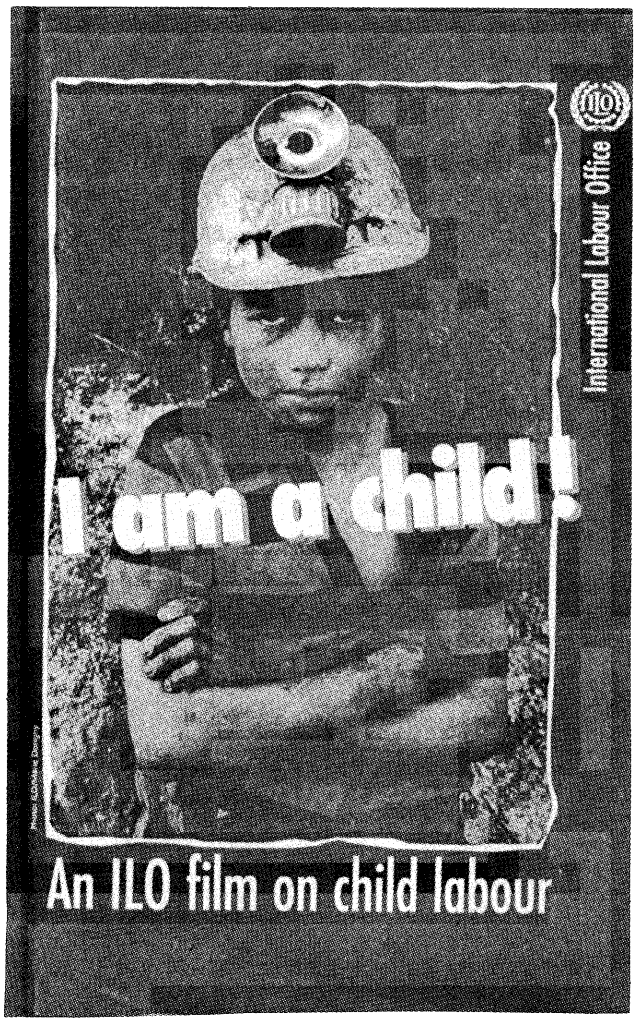

ＩＬＯが最近作成した児童労働問題啓発ビデオ

で、月二〇%～五〇%という膨大な利子が掛けられる。一方、労働に対する賃金はかなり低く設定され、借金の元本が全く手付かずのまま何年間も働かされることになるのだ。

少年ラジの場合

典型的な債務労働者のケースを抜粋しよう。聞き取り調査に応じてくれた一二歳のラジ（仮名）はビディ（インド国内で多く消費されている手巻き煙草）工場で働いている。ラジが八歳の時に一、五〇〇ルピーの借金のためこの工場で働かされることになった。政府は手巻き煙草労働に対する最低賃金を千本当り三〇・九ルピーと設定している。しかし、ラジが一日千本の煙草を巻いても六ルピーの報酬しか支払われず、残りの二五ルピー相当は雇い主の懐に入っているのだ。もし、正当な賃金がラジに支払われていたら、約二カ月の労働で借金は返済できていたはずだ。ラジはもう四年間この工場で働いている。しかも、利子によって借金は四、〇〇〇ルピーに膨らんでいるという。もっとよい賃金で雇ってくれる工場があったとしても、ラジをはじめ債務児童労働者には工場を変える自由はない。子どもたちは劣悪な労働環境の中で、一〇時間～一四時間もの長時間労働を強いられている。手を休めるだけでも、殴られたりピンハネされたりする。雇い主に逆らったり、賃上げを要求しようものならどんな目に合うかわからない。

報告書はこの問題解決のために、インド政府、ILOやユニセフそしてWHOなどの国連機関、世銀をはじめとする国際的債権機構、国際社会、そして消費者へと、各々向けて極めて具体的な勧告を示している。報告書の発表を、敢えて東京で開かれた『インド開発フォーラム』とぶつけたのも、インドへの最大の援助国であり、インド製品をアメリカに次いで二番目に多く輸入している日本に、この問題に対する関心を呼び起こすための警鐘だ。

「愛知から」

権利条約を文化祭のメインに

萩原　邦弘（高校生）

昨年の秋、岡崎城西高校の文化祭は、「子どもの権利条約」をメイン企画にして行いました。以前、愛知県私学フェスティバルが行われ、安城学園高校で行なわれた「子どもの権利条約」と「いじめ」についてのシンポジウムが僕にとっていい勉強になりました。そこで本校でもそのようなシンポジウムを行い、「いじめ」や「体罰」等を色んな方と討論し、参加してくださった方にも勉強して欲しかったのです。また、それが少しでもいじめの減少につながればと思ったのです。

内容としましては、展示会とシンポジウムを催しました。展示会では「子どもの権利条約」全文と資料を展示しました。シンポジウムは参加者六〇人で、本校の生徒、先生、他校の生徒、保護者など色んな立場の人を招き、弁護士の方に「子どもの権利条約」の意義、「いじめ」などの事例を挙げて頂き、一～三班は「いじめ」、A～C班は「体罰」について話し合いました。いじめについては解決策はないのではないかという消極的な意見も出ました。体罰については話し合いで解決できない時は仕方ないと信じ難い意見も出ました。

僕はこのシンポジウムはまだまだ全体的に見て未熟だと思いました。参加者の「いじめ」「体罰」に対する認識が低かったからです。「いじめ」についてはいじめ防止の具体的な方法は幾つかあるのに解決策がないという考えではいじめは減少しないと思います。体罰については、絶対手を出してはいけないと思います。

結論を言いますと、このシンポジウムは僕達にとって〝初めの一歩〟なのです。だから今回の未熟さは是非次回では成功に変えたいと思います。「子どもの権利条約」は当然子どものためのものです。「子ども」、生徒が「子どもの権利条約」をもっと勉強して実践し、不幸な子どもがいなくなるように努力すべきです。そしてそれを大人の方に補助して頂くのが一番の理想だと思います。「子ども」の問題は「子ども」で解決できるように努力しなければならないのです。

ついては例えば横浜市の錦台中学校では英アークランド・バーリー校で「いじめ解決運動」（＝ABC）という生徒自身によるいじめ相談サービス、カウンセラーを行っている生徒を呼んで、生徒カウンセラーについて彼らに相談し、生徒自身が中心にいじめを解決しようとしています。また「CAPプログラム（＝子どものための虐待防止プログラム）といったい

D・セルビー来日！ ワークショップにご参加を！

トロント大学グローバル教育国際研究所所長のデビット・セルビーさんが今年三月に来日する。セルビーさんは、グローバル教育（地球市民教育）の第一人者といってよいが、同時に、人権教育、子どもの権利についても独自に学習プログラムを開発している。最近では、河内・喜多・林・岩川訳『子どもの権利教育マニュアル』（日本評論社、一九九五年）で知られている。子どもの権利条約ネットワークも、今回のセルビーさんのワークショップについて賛同し、三月十一日(火)午後六時半からのワークショップ（一覧表参照）に協力する予定。

ワークショップの日程はつぎのとおりである。

☆三月八日(土)一〇：〇〇～一六：〇〇（大阪・とよなか国際交流センター）
「地球市民教育リーダー研修セミナー」

☆三月九日(日)一四：〇〇～一七：〇〇（東京・上智大学3号館）
「来日記念イベント・21世紀への地球市民教育の展開」

☆三月一〇日(月)一三：〇〇～一六：三〇（都立国際高校）
「グローバル教育セミナー・地球市民を育成する学校教育とは」

☆同右　一八：三〇～二一：〇〇（東京YMCA）
「Global Teacher, Global Learner」

☆三月一一日(火)一〇：〇〇～一六：三〇（渋谷・国連大学内環境パートナーオフィス）
「グローバル環境教育セミナー」

☆同右　一八：三〇～二一：〇〇（同右）
「子どもの権利・人権教育～いじめはなぜ？」（問い合わせ・実行委員会事務局　桜井〇四二五―七二―八七四七）

ネットワークトーク〈3月1日〉開催

「子どもの性を考える ――世界の〝子ども買春〟と淫行条例問題――」（仮題）

三月一日(土)　午後六時　場所は国立・オリンピック記念青少年総合センター（研修館四〇三号室）です。

ぜひご参集下さい。（問い合わせ・ネットワーク事務局まで）

「子どもの権利条約」No.30
1997年2月15日発行
★発行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1―6―1―831
Network for the Convention on the Rights of the Child
Tel. 03―3433―7990
Fax. 03―3433―7369
(月・金曜日／午後1時～午後6時)
★発行人　喜多明人
★編集人　荒牧重人
★年会費　4,000円
学　生　2,000円
18歳未満　1,000円
定期購読　5,000円
＊郵便振替　00180-2-750150
★印刷　㈱第一プリント

季刊教育法
108号　1,500円
学校五日制と教育の規制緩和
21世紀の教育課程を考える……平原春好
学校週五日制で「共に生きる力」をどうつけるか…太田光一
――理科・社会の実践――
学校週五日制と養護学校　長　正晴
――訪問教育との関わりにおいて――
■資料・教育の規制緩和■
①「規制の撤廃・緩和等に関する要望」…経済団体連合会
②「規制撤廃・緩和に関する要望」……経済同友会
近年における大学改革の動向と問題点……佐藤　司
剣道実技拒否にもとづく原級留置と退学処分……木幡洋子
―神戸高専剣道実技拒否事件最高裁判例法理の分析と課題―
モッセにおける「学問・教育の自由」……小笠原　正
学校評価基準の今日的特質と各学校での実践状況　八尾坂　修・八木正博
中華人民共和国教育法の訳と解説……篠原清昭
韓国・師範大学生と教職課程履修生の教職観の比較研究…金　南淳
ニュージーランドの1992年度事故補償法とスポーツ事故…根保宣行
地域に開かれた学校理事会……富田福代
●JUAA選書5（好評発売中）
大学改革を探る
青木宗也・示村悦二郎　編　4,300円
エイデル研究所　東京都千代田区九段北4―1―11　5F　〒102　電話03-3234-4641㈹

信山社
許斐（このみ）　有（ゆう）（大阪府立大学助教授）
子どもの権利と児童福祉法　定価二、六七八円
■新たな児童福祉の構築に向けて問題点と今後の課題を考察
明治学院大学立法研究会編
子どもの権利―子どもの権利条約を深めるために―　定価四、六三五円
■分かりやすい記述・児童の権利条約第1回政府報告書等の豊富な資料を収録。学習に最適！
水谷英夫・小島妙子　編
夫婦法の世界―結婚から離婚まで―　定価二、六〇〇円
■変貌する夫婦像の中で子どもはどのように位置づけられるか
〒113　東京都文京区本郷6-2-9-102
TEL 03(3818)1019　FAX 03(3818)0344